

サービス利用
重要事項説明書

ほのぼのホームヘルプステーション
社会福祉法人智頭町社会福祉協議会

重要事項説明書

(訪問介護)

(訪問介護相当サービス)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人智頭町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1875 番地
(3) 電話番号 0858-75-2326
(4) 代表者氏名 会長 津田 英樹

2. 当事業所の概要

事業所名	ほのぼのホームヘルプステーション	
所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1875 番地	
事業所の指定番号	鳥取県第 3171200391 号	
通常の事業の実施地域	智頭町	
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分	
営業日	訪問介護 訪問介護相当サービス	無 休
サービス提供時間	午前 6 時 30 分～午後 10 時	
職員体制	管理者 サービス提供責任者 訪問介護員	1 名 2 名以上 5 名以上
サービスの種類	訪問介護 訪問介護相当サービス	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態・要支援状態にある利用者または事業対象者に対し、介護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護サービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護その他必要な援助を行う。

4. サービスの内容

○訪問介護 ○訪問介護 相当サービス	身体介護	食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、 体位変換、等
	生活援助	買物、調理、掃除、洗濯、等
	その他	介護相談等

なお、以下の行為は、介護保険および介護予防・日常生活支援総合事業の不適切な行為として禁止されています。

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適当と判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の準備等）
- ・自家用車の洗車・掃除 等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

①訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・庭の草むしり・清掃
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

②日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具や電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

5. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (3) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (4) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (5) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供
- (6) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (7) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (8) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

7. 利用料金

利用料金につきましては「別紙 料金表」をご確認ください。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県・市町村・ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所の責に帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険
保障の内容	賠償責任に関する保障

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の養護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 塚川 眞理子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 虐待防止委員会を定期的開催し（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）、虐待の未然防止や早期発見、虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行うとともに、その結果について従業者に周知を図っています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

市町村 虐待防止センター窓口	智頭町虐待防止センター 電話番号 0858-75-4103 受付時間 平日午前8時30分～午後5時00分
-------------------	--

10. サービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	無
-------------	---

11. サービス内容に関する苦情・ご相談

(1) 当事業所苦情・ご相談窓口

ほのぼのホームヘルパーステーション

担当者 管理者 塚川 眞理子

電話番号 0858-75-3553

所在地 智頭町大字智頭 1875 番地

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時00分

(2) 公的な苦情・ご相談窓口

智頭町	智頭町地域包括支援センター 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時00分 電話番号 0858-75-6007 所在地 智頭町大字智頭 1875 番地
鳥取県国民健康保険 団体連合会	受付時間 平日 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 0857-20-2100 所在地 鳥取市立川町6丁目176番地 鳥取県東部庁舎5階
鳥取県福祉サービス 運営適正化委員会	受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 0857-59-6335 所在地 鳥取市伏野1729番地5 鳥取県立福祉人材研修センター内

12. 身体拘束について

(1) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りします。

- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- (2) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）とともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

1 3. 感染症の発生及びまん延防止等について

事業者は、感染症等の発生及びまん延防止及び熱中症対策等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止及び熱中症予防のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催する（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）とともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止及び熱中症対策のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止及び熱中症対策のための研修および訓練（シミュレーション）を定期的実施しています。

1 4. 業務継続に向けた計画等について

事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供を継続的に実施するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定します。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施しています。
- (3) 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が従業者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、ハラスメント等の行為を禁止します。

16. 緊急時の対応方法

【 当事業所緊急時連絡先等 】

ほのぼのホームヘルプステーション

電話番号 0858-75-3553 (24時間対応可能)

【 緊急時対応方法 】

- ①主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
 ②緊急時連絡先に連絡いたします。

利用者の 主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	国民健康保険 智頭病院
	所在地	八頭郡智頭町大字智頭 1875 番地
	電話番号	0858-75-3211
	診療科	内科・整形外科・眼科・歯科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	() -
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	